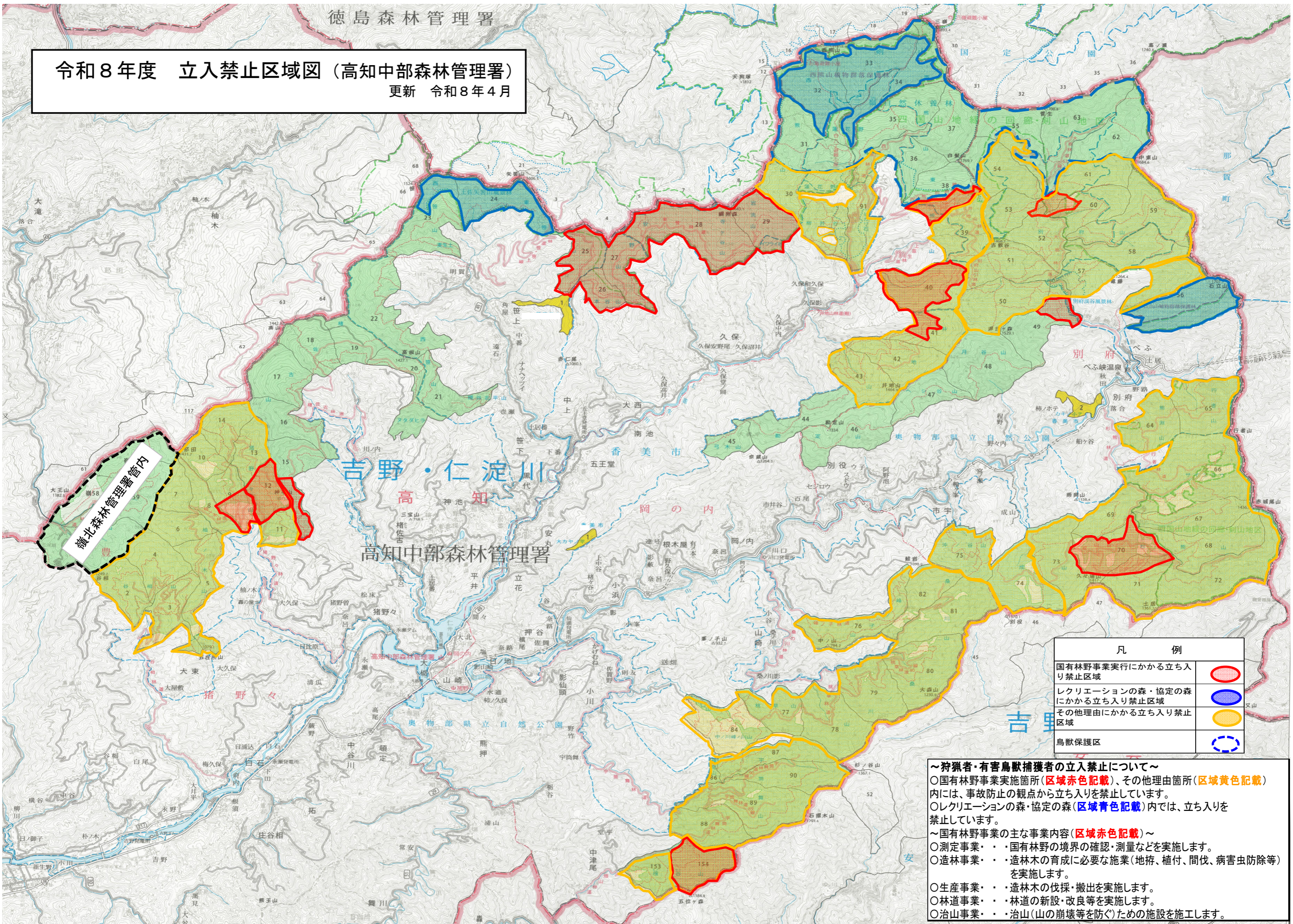


令和8年度 立入禁止区域図（高知中部森林管理署）
更新 令和8年4月



高知中部森林管理署管内

高知中部森林管理署

凡 例	
国有林野事業実行にかかる立ち入り禁止区域	
レクリエーションの森・協定の森にかかる立ち入り禁止区域	
その他理由にかかる立ち入り禁止区域	
鳥獣保護区	

～狩猟者・有害鳥獣捕獲者の立入禁止について～

- 国有林野事業実施箇所（区域赤色記載）、その他理由箇所（区域黄色記載）内には、事故防止の観点から立ち入りを禁止しています。
- レクリエーションの森・協定の森（区域青色記載）内では、立ち入りを禁止しています。

～国有林野事業の主な事業内容（区域赤色記載）～

- 測定事業・・・国有林野の境界の確認・測量などを実施します。
- 造林事業・・・造林木の育成に必要な施業（地拵、植付、間伐、病虫害防除等）を実施します。
- 生産事業・・・造林木の伐採・搬出を実施します。
- 林道事業・・・林道の新設・改良等を実施します。
- 治山事業・・・治山（山の崩壊を防ぐ）ための施設を施工します。